

平成 24 年 6 月 3 日改正

平成 20 年 5 月 26 日改正

平成 18 年 6 月 25 日改正

平成 13 年 1 月 17 日改正

平成 11 年 8 月 19 日制定

日本地域学会『地域学研究』掲載論文等の執筆要綱を定める規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)機関誌『地域学研究 (Studies in Regional Science)』(以下、機関誌)に掲載される学術論文, 論説, 研究ノート, 事例研究, シンポジウム基調報告, 同パネルディスカッション, その他の招待論文等の原稿の書式等について定める。

(査読審査付論文等の執筆要綱)

第 2 条 本学会『地域学研究』学術論文等審査規程(以下、審査規程)第 7 条に基づき、同規程第 3 条第 1 号に規定する投稿論文等および同第 2 号に規定する発表論文等(以下、論文等)の執筆要綱を次のように定める。

1. 論文等の掲載の可否は、審査規程に基づく査読審査の結果による。
2. 機関誌に掲載される論文等の著作権(著作財産権, Copyright)は、原則として本学会に帰属する(本学会出版物著作権規程を参照)。
3. 日本文による論文等の原稿には、刷り上がり 1 頁以内の英文要旨をつけること。
3-1. 前号の規定にかかわらず、全ての論文には本文の前に 200 words の英文アブストラクト, JEL 分類コードおよびキーワード(5 つ程度)をつけること。
4. 論文等の原稿は、本文、文献、表、図あるいは英文要旨などすべてを含めて原則として刷り上がりが 13 ページ以内となること(以下、この要項を「頁数制約」と呼ぶ)。
5. 原稿用紙は、A4 版, 400 字づめ横書き(Life C51, A4 版. もしくは、これに準ずるもの)を使用する。日本文の場合、刷り上がり 1 頁はおよそ 1,505 字(43 字/行×35 行/頁または 35 字/行×43 行/頁)を目安とする。
6. 掲載可を議決された論文等の原稿はいったん印刷費用等の見積もりに付され、この段階で「頁数制約」を満たさないと見込まれる原稿については、その旨著者に通知する。
7. 前号の通知を受けた著者は、(1)「頁数制約」を満たすように原稿を早急に(通信期間を含めて、10 日以内に)縮小するか、(2)そのまま印刷を行い「頁数制約」を満たさない場合には、その超過頁数見積もり費用額の 10%増しに相当する金額を限度として、「頁数制約」を満たさないことによる実際の超過費用を著者において個人負担する意思のあることの確認書を提出するか

の何れかの選択を求められる。

8. 但し、前号において(1)を選択できるのは、その縮小率が20%を越えない場合に限る。

8-1. 前3号の規定にかかわらず、縮小率が20%以上と見込まれる場合には、第7号に規定する通知を省略することができる。

9. 原稿1ページ目には、論文タイトル、著者氏名、およびその所属（共著の場合は、*印等でわかりやすくする）を書く。

10. 記述は、現代かなづかいで当用漢字を使用する。

11. 章の課題は、中央見だしとする。この他、中央見だしを必要とする課題、文節等には、その上下に空白欄を一行おく。節の課題は、一行おいて書く。

12. 章、節などの標記に記号をつける場合、例えば、第一章 地域学会 に当たるものには、1. 地域学会 のように、また、第一章 第二節 地域学研究掲載原稿 にあたるものには、1.2 地域学研究掲載原稿 のように符号を付ける。

13. 外国人名や固有名詞は、原綴りまたは英語綴りを原則とする。但し、著名なものはカタカナ綴りでもかまわない。

14. 中央見出し扱いの数式には、その上下に空欄を一行おく。この場合、数式の印刷はイタリック体となる。

15. イタリック体による印刷を必要とする箇所（文章中での数式部分の引用、英文字フレーズの強調など）には、赤で直線によるアンダーラインを付ける。

16. “ベクトル”などにボールド体を希望する場合には、赤で波線（ ）によるアンダーラインを付ける。

17. 数字や \sin （サイン）、 \log （ログ）などの関数記号はローマン体（基本書体）で印刷される。

18. ゴシック、ギリシャ文字などの書体、欧文文字を希望する場合には、その箇所にそのつど、青でアンダーライン、あるいは○印などの記号を付け、これらを原稿の右側に分かりやすく、例えば、ゴシック、あるいは○ギリシャ文字などと指定書きする。

19. 数式は、イタリック体でタイプするか、あるいは楷書で手書きをする。

20. 手書きで数式を楷書する場合は、0（ゼロ）と 0（おー）、1（いち）と 1（エル）、あるいは χ （カイ）と x （エックス）などのまぎらわしい文字の区別、 s と S などの小文字、大文字の区別がはっきりするように意識的に書くこと。さらに、第18号のギリシャ文字の取り扱いに準じて、原稿の右側に指定書きをして、区別をはっきりさせる。

21. 図および表は本文のしかるべき場所に挿入すると同時に、原稿用紙1枚につき1件を書いて提出するか、あるいは汎用性のあるフォーマットで原図または原表のデジタルデータを提出する。

22. 図および表には、それぞれに一連番号を付けて、図1. あるいは表1. のように符号をつける。

23. (削除)
24. 図および表の原稿は、本文の最後に取りまとめる。
25. 図は、必ず黒で清書し、原図の大きさは、刷り上がり図の2倍程度であることが望ましい。
26. 注書きは、極力避けること。もしも必要な場合には、脚注とするので、刷り上がり1ページにつき、4行以内(150字)に収まるように簡潔に書くこと。
27. (削除)
28. 参考文献は、著者名をアルファベット順に並べ、それぞれに文献番号をアラビア数字で、例えば文献番号が10の時は、[10]のように付ける。
29. 参考文献の著書は、次の要領で書く。
- [10] 著者氏名 『書名』 発行所名, 発行年月日.
30. 参考文献の論文は、次の要領で書く。
- [20] 著者氏名, “論文タイトル,” 『掲載誌名』 巻 号 , 発行年月日, pp. - .
31. 参考文献の英文著書は、次の要領で書く。
- [30] Last Name, First Name (Middle Name), Title of the Book, Press Name, Date of Publication.
32. 参考文献の英文論文は、次の要領で書く。
- [40] Last Name, First Name (Middle Name), “Title of the Paper,” Name of the Journal, Vol., No., Date of Publication, pp. - .
33. 以下に、参考文献の例を掲げる。
- [10] 福地崇生, “開発金融の …,” 『季刊理論経済学』第25巻第3号, 1974年12月, pp. 32-43.
:
- [20] Isard, Walter, Location and Space-Economy, The MIT Press, 1956.
:
- [30] 経済審議会長期経済展望部会編 『日本経済の長期展望』大蔵省印刷局, 1960年12月.
:
- [40] Samuelson, Paul Anthony, “Spatial Price……,” American Economic Review, Vol. 63, No. 2, May 1973, pp. 61-66.
34. 英文要旨は、タイトル、氏名、所属(共著の場合は、*印を付してそれぞれの対応をわかりやくする)、要約の順番に、A4版1.5枚(500 words)以内にとりまとめ、ダブルスペースでタイプする。
- 34-1. 参考文献として掲げる文献等は、本文もしくは脚注等で引用もしくは言及されているものだけに限る。
- 34-2. 参考文献として掲げた文献等の本文等での引用もしくは言及は、… 福地([10])は、開発金融について分析し…、企業、産業活動の立地分析モデルとして古典的なものには、Isard[20](1956)等がある…、サミュエルソンは空間的市場価格均衡の成立条件について分析を

行った([40])。…，等と行う。

35. 印刷段階での原稿の内容の変更は、止むを得ない場合を除いて認めない。著者からの申し出によってそれを行う場合には、当該著者はこれに要する全ての費用を負担しなければならない。

36. 図表が多いために印刷費用がかさむ場合には、たとえ「頁数制約」を満たしている原稿でも、これにその図表の削減、簡素化を求めることがある。

37-1. 学術論文，研究ノート，事例研究，提言の原稿は，地域学研究論文投稿審査システム Editorial Manager に投稿し，原稿の書式等はシステムの入力フォーム及び指示に従う。

37-2. その他の原稿は，原則 MSWord，PDF あるいはテキスト・フォーマットで作成した電子ファイルを提出する。

38. 論文等をワープロ等で執筆する場合の原稿は，A4 版用紙の片面に 43 字/行×35 行/頁または 35 字/行×43 行/頁で印刷すること。行番号をつけることが望ましい。この場合でも，第 15, 16, 18 および 20 号の各規定は準用される（第 33 号のイタリック体部分のアンダーラインに注意）。また，前号に準ずる原稿の提出の他，MSWord フォーマットないしテキスト・フォーマットで save した FD を提出することが望ましい。

39. 校正は著者の責任において行う。

40. 校正段階での原稿の内容の変更は，原則として認めないが，止むを得ない場合にはこれに要する実費を全て著者が負担することを条件に認められることがある。なお，元の前稿から著しい範囲に渡ってあるいは著しい頻度で逸脱している校正は課金されることがある。

41. この執筆要綱に著しく違背する原稿は受理されない場合がある。

(準用規程)

第 3 条 審査規程第 8 条に基づき，同第 2 条一第 7 条が準用される場合の原稿の執筆要綱は，第 2 条の規定に準ずる。

2 機関誌に掲載されるシンポジウム基調報告，同パネルディスカッション，その他の招待論文等の執筆要綱は第 2 条の規程を準用する。

(改正)

第 4 条 この規程は，本学会理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は，制定の日から施行する。

附則(平成 13 年 1 月 17 日改正)

この規程は、制定の日から施行する。

附則(平成 18 年 6 月 25 日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。

附則(平成 20 年 5 月 26 日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。

附則(平成 24 年 6 月 3 日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。